

Chapter 20 セグメント報告の会計 Topics & JPN Comparison

【Topic 20-1】アメリカにおけるセグメント情報の開示規定

セグメント情報の必要性が公式な場で議論されたのは、1964年のアメリカ上院司法委員会におけるアメリカ産業の経済力集中に関する反トラスト・独占小委員会の公聴会においてである¹⁾。これが契機となって、アメリカでは、1967年に会計原則審議会(APB)ステイトメント第2号『多角的経営企業における補足的財務諸表の開示』が公表され、**補足財務情報(Supplemental Financial Information)**として**セグメント情報の自発的開示(voluntary disclosure)**が要求された²⁾。

その後、アメリカの証券取引委員会(SEC)規則 **S-X(Regulation S-X)**の改訂とともに、1976年に、**財務会計基準審議会(FASB)**が、**財務会計基準書(SFAS)第14号『企業のセグメント別財務報告』**を公表した。そこでは、**産業別セグメント(industry segment)**、**地域別セグメント(geographical segment)**および**顧客別セグメント**ごとに、売上高、営業損益および固有の資産(identifiable assets)に関する情報を開示することが規定された³⁾。

セグメント情報の開示は、アメリカにおいて最初に規定された。アメリカでは、1967年に会計原則審議会(APB)ステイトメント第2号『多角的経営企業における補足的財務諸表の開示』が公表され、**補足財務情報(supplemental financial information)**として**セグメント情報の自発的開示(voluntary disclosure)**が要求された(APB, 1967)。その後、1976年に、**財務会計基準審議会(FASB)**が、**財務会計基準書(SFAS)第14号『企業のセグメント別財務報告』**を公表して、**産業別セグメント(industry segment)**、**地域別セグメント(geographical segment)**および**顧客別セグメント**ごとに、売上高、営業損益および固有の資産に関する情報を開示することが規定された。

¹⁾ 末尾一秋編, 1977『セグメント会計』同文館, p.4。

²⁾ APB, 1967, APB Statement No.2, *Disclosure of Supplemental Financial Information by Diversified Companies*, AICPA. (新井清光監訳, 1971『アメリカ公認会計士協会～物価変動会計』同文館。)

³⁾ FASB, 1976, SFAS No.14, *Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, FASB, pars.9-30. (日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1985『米国 FASB 財務会計基準書～リース会計・セグメント会計他』同文館。)

【JPN Comparison 20-1】日本のセグメント情報開示の制度化

日本では、1985年の「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」および1982年「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が、事業の種類別セグメントにおける収益および費用に関して情報開示することを容認していた⁴⁾。

セグメント情報の開示が初めて規定されたのは、1988年に企業会計審議会が公表した『セグメント情報の開示に関する意見書』においてである⁵⁾。このセグメント情報の開示に関する会計基準は、2008年に、企業会計基準委員会(ASBJ)が改訂して、企業会計基準第17号『セグメント情報等の開示に関する会計基準』として公表された。現在のセグメント情報の開示に関する会計基準は、2010年に改訂されたものである⁶⁾。

【JPN Comparison 20-2】日本のセグメント情報の開示基準

マネジメント・アプローチは、2008年に、ASBJが改訂した企業会計基準第17号『セグメント情報等の開示に関する会計基準』においても採用されている(2010年最終改訂)。

⁴⁾ 「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第71条。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第50条。

⁵⁾ 企業会計審議会, 1988「セグメント情報の開示基準」『セグメント情報の開示に関する意見書』企業会計審議会。

⁶⁾ 企業会計基準委員会, 2010, 企業会計基準第17号『セグメント情報等の開示に関する会計基準』企業会計基準委員会。